

令和元年度 運転記録証明交付助成要綱

平成 31 年 4 月 1 日
公益社団法人 福岡県トラック協会

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人 福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）の事故防止対策事業の一環として、自動車安全運転センター（以下「安全センター」という）が発行する運転記録証明書（以下「証明書」という）の手数料を助成し、事業用自動車の運転者等の適切な配置と、運手者等への教育等安全管理の一端として活用し、交通事故防止及び交通違反減少等に資することを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という）とする。

(交付対象者)

第 3 条 会員に所属する運転者及び従業員を対象とする。

(助成額)

第 4 条 証明書発行手数料 630 円の全額を助成する。但し、1 会員当りの助成は、平成 31 年 2 月 末日現在の届出車両数の 1.2 倍（※）を限度とする。（※端数は切上げとする）

(交付手続き)

第 5 条 会員は、交付対象者から委任を受け、様式 1 「運転記録証明交付申請書」と様式 2 「委任状」に必要事項を記入し、安全センターへ直接持参もしくは郵送にて申し込みを行ない、証明書の発行は安全センター事務所窓口又は郵送で交付する。

【申込先】

〒811-1396 福岡市南区花畑 4-7-1

福岡県警察本部内 福岡自動車運転免許試験場 1 階

TEL : 092-564-3644

※平成 31 年 3 月 18 日（月）から住所・電話番号が上記に変更となりました

※発行までの日数

- ・ 窓口申請・・・約 3 日（土日祝を除く）
- ・ 郵便申請・・・7～10 日

(助成金の支払い)

第 6 条 県ト協は、安全センターより請求のあった発行手数料を、別に定める覚書に基づき支払う。

(その他必要な事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。